

来庁者の皆様へ

予防関係書類に係る届出申請及び打合せ等について

(令和2年7月16日現在)

【予防関係書類に係る届出申請及び打合せ等について】

当面の間、消防本部予防課又は消防署・分署へ予防関係書類を持参し、届出申請を行う場合や消防同意、危険物許認可事務、消防用設備等の設置に係る打合せ等を行う場合は、事前に来庁する署所へ連絡していただきますようお願いいたします。

なお、事前連絡の際には、以下の項目を職員へ伝えてください。

- ① 来庁日（土日祝日を除く。）
- ② 来庁時刻（9時00分から16時00分までの間。）
- ③ 来庁人数（3密を防ぐため最小限としてください。）
- ④ 来庁目的

また、手数料の発生する書類（危険物施設許可申請書等）以外については、郵送による受付を実施していましたが、原則通常どおりの受付とします。

☎問い合わせ先

- | | | |
|------------|-----|------------------|
| ・ 渋川広域消防本部 | 予防課 | TEL：0279-25-4193 |
| ・ 渋川広域消防署 | | TEL：0279-25-0119 |
| ・ 渋川広域消防署 | 東分署 | TEL：0279-56-2926 |
| ・ 渋川広域消防署 | 西分署 | TEL：0279-72-2199 |
| ・ 渋川広域消防署 | 南分署 | TEL：0279-54-2064 |
| ・ 渋川広域消防署 | 北分署 | TEL：0279-53-3513 |